

再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、再エネ特措法第 18 条第 1 項の規定に基づき一般送配電事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給（以下「FIT 特定卸供給」という。）として、以下のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、本契約第 4 条第 1 項第 1 号において定める対象施設で発電する電力の FIT 特定卸供給に関して、この契約書及び愛媛県公営企業会計規程（昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第 9 号。以下、「会計規程」という。）並びに会計規程で例によるものとされている愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下、「会計規則」という。）に定めるもののほか、仕様書及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（契約期間）

第 2 条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

（供給期間）

第 3 条 本契約の供給期間は、令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和 11 年 3 月 31 日 24 時までとする。

（供給電力等）

第 4 条 供給電力は、甲の所有する次の対象施設の発生電力から、それぞれの施設の所内消費電力等を除く全量とする。

1 対象施設

所在地	施設名	発電方式	運用調整※	最大出力 (kW)
愛媛県松山市畑寺町	畑寺発電所	水路式	不可	530
愛媛県大洲市肱川町宇和川	肱川発電所	ダム式	不可	9,706

※運用調整とは、発電時間や発電量の調整をいう。

2 供給地点最大電力

(1) 畑寺発電所地点 530kW

(2) 肱川発電所地点 9,706kW

（供給地点、電気方式等）

第5条 前条の供給電力の供給地点、電気方式等は、次のとおりとする。

供給地点	電気方式	周波数	電圧	力率
愛媛県松山市畑寺町 31 畑寺発電所	交流 3 相 3 線式	60Hz	6, 600V	98. 15%
愛媛県大洲市肱川町宇和川 597 肱川発電所	交流 3 相 3 線式	60Hz	6, 600V	95%

(送電時間等)

第6条 甲は、毎日 24 時間送電を行うことができるものとする。ただし、対象施設の点検又は手入れを要する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、保安上やむを得ない場合は乙に協議することなく電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。この場合は、甲は乙にその旨を直ちに通知するとともに、可能な限り早急に復旧するよう努めるものとする。

(供給電力量の計量及び検針)

第7条 供給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第 51 号）の規定に従った電力量計（取引電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 電力量計の検針日は、第5条に規定する電圧が特別高圧又は高圧の場合は毎月 1 日、低圧の場合は一般送配電事業者があらかじめ定めた日とし、毎月の計量値は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間について行うものとする。

3 乙は一般送配電事業者から通知された計量値を速やかに甲に通知するものとする。

4 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により、供給電力量を計量することができない場合の供給電力量については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

(記録)

第8条 甲は、供給電力について必要な事項を明確に記録するものとする。

2 乙は、前項に定める記録について必要があるときは、甲に対し、いつでもその提示を求めることができるものとする。

(予定供給電力量)

第9条 甲の予定供給電力量は、下記のとおりとする。ただし、気象等により供給電力量が増減するため、これを保証するものではない。

施設名	予定供給電力量 (kWh)	
	令和 9 年度	令和 10 年度
畑寺発電所	3, 836, 000	3, 836, 000
肱川発電所	28, 500, 000	28, 500, 000
計	32, 336, 000	32, 336, 000

- 2 予定供給電力量と実際に甲から乙に供給した電力量に増減が生じた場合においても、乙はその全量の供給を受けるものとし、甲は、予定供給電力量に満たないことに関して何らの責任を負わないものとする。

(固定プレミアム料金)

第 10 条 F I T 特定卸供給の対価として、乙は甲に固定プレミアム料金を支払う。乙が甲に支払う毎月の固定プレミアム料金は、第 7 条に定める方法により計量された毎月の供給電力量に以下の固定プレミアム単価を乗じて得た値に、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加えて得た額（1 円未満切り捨て）とする。

固定プレミアム単価 (1 kWh 当たり)	〇〇円〇〇銭 (消費税等相当額を含まない。)
--------------------------	---------------------------

(固定プレミアム料金の支払い方法)

第 11 条 甲及び乙は、毎月月初に前月分の料金を算定の上、必要な事項をお互いに確認するものとする。

- 2 甲は、前条によって算定される固定プレミアム料金を検針日の翌月 10 日（以下「請求期日」という。）までに乙に請求し、乙は、同月の末日（以下「支払期日」という。）までに支払うものとする。なお、乙が請求書を請求期日までに受領できなかったときは、請求書を受領した日から 20 日を経過した日を支払期日とする。ただし、請求期日及び支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日に当たるときは、それぞれ翌営業日を期日とする。
- 3 乙の責めに帰すべき理由により支払期日までに固定プレミアム料金を甲に支払わない場合、甲は、当該支払い期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該固定プレミアム料金の未支払金額について年 10 パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に請求することができる。

(契約保証金)

第 12 条 この契約について乙が甲に納付すべき契約保証金は、会計規則第 152 条から第 154 条の規定による。

- 2 前項の契約保証金の額は、固定プレミアム単価に供給期間合計の予定供給電力量を乗じた額に消費税等相当額を加えて得た額の 10 分の 1 に相当する額（1 円未満切捨）以上の額とする。
- 3 甲は、乙がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を還付するものとする。

4 前項において、還付する契約保証金には、利子は付さないものとする。

5 第 21 条から第 22 条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

(運用申合書)

第 13 条 甲及び乙は、F I T 特定卸供給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた運用申合書（以下「申合書」という。）を双方協議して供給開始前までに作成するものとする。

2 甲又は乙は、申合書の変更を行う必要がある場合、甲乙協議の上、その内容を変更することができる。

(発電量調整供給契約の締結)

第 14 条 乙は、本契約を履行するために一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約が必要となる場合は、乙の負担で一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する。

(F I T 特定卸供給契約の申込み)

第 15 条 乙は、本契約の締結後、遅滞なく一般送配電事業者に対し再生可能エネルギー電気特定卸供給契約（以下「F I T 特定卸供給契約」という。）の申込みをしなければならない。

2 乙は、F I T 特定卸供給契約を締結したときは、その契約書の写しを速やかに甲へ提出しなければならない。

(発電インバランス)

第 16 条 発電計画と実績の差分電力量（以下「発電インバランス」という。）について、乙は、一般送配電事業者との間で生じる発電インバランスに係る調整、手続き及び費用負担をしなければならない。

(非化石証書の優先割当)

第 17 条 乙は、第 4 条第 1 項第 1 号の対象施設に係る非化石証書の優先割当を行う場合は、あらかじめ甲へ通知し、甲の合意を得るものとする。

2 優先割当に必要な費用は、乙が負担するものとする。

(契約の効力)

第 18 条 第 2 条の規定にかかわらず、この契約の条項中、主務官庁の許可、認可又は承認を必要とする事項については、その許可、認可又は承認を受けたときから、その効力を生ずるものとする。

(契約の変更)

第 19 条 天災地変その他予測しない事態発生のため、供給電力が著しく減少し、又は経済情勢の変動その他の事由により、供給条件を継続することが適当でないと認めたときは、甲乙協議の上、契約を変更することができる。

(契約の承継)

第 20 条 甲又は乙は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対しこの契約に基づく権

利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 甲又は乙が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に文書によりその旨を通知し、相手方の承認を得た場合でなければ、この契約をその承継者に承継してはならない。

(契約の解除)

第 21 条 甲は、乙がこの契約による債務の全部又は一部を履行しない場合において、相当の期間を定めて乙にその履行の催告をし、その期間内に当該債務の全部又は一部の履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは、この契約の目的を達成することができないとき。

(4) 乙の責めに帰すべき事由により、支払期日までに固定プレミアム料金の全部又は一部が、契約締結後から供給期間の末日までの間に、2月連続して又は3回甲に支払われない場合が生じたとき。なお、前項の規定による催告に定める期間内に当該債務の履行がない場合もその回数に含むものとする。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしても、この契約の目的を達成するに足りる程度に、乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに定める役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社

会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙は当該解除の日の翌日から供給期間の末日までの予定供給電力量の合計に、第10条に定める固定プレミアム単価を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額（1円未満切捨）を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

6 前項の損害賠償金の算定は、次のうち該当するものの合計額とする。

(1) 請求の有無にかかわらず、契約解除日の前日までの未払いの固定プレミアム料金及びそれに係る第11条第3項の遅延利息

(2) 甲が乙に代わって乙以外の第三者と新たに契約（以下「新契約」という。）を締結した場合、第10条に定める固定プレミアム単価に、契約解除日から新契約の供給開始日の前日までの間の予定供給電力量を乗じて得た金額（1円未満切捨）

(3) 前号の場合において、新契約の固定プレミアム単価が、第10条に定める固定プレミアム単価より低いときは、その差額に、新契約の供給開始日から第3条で定める供給期間の末日までの間の供給電力量又は予定供給電力量を乗じて得た金額（1円未満切捨）

(4) 甲が新契約を締結しなかった場合、第10条に定める固定プレミアム単価に、契約解除日から供給期間の末日までの間の予定供給電力量を乗じて得た金額（1円未満切捨）

(5) 前各号に掲げる金額のほか、この契約の解除により甲に生じた損害額

7 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

8 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して定める。

（談合等不正行為に伴う契約の解除）

第22条 甲は、乙がこの契約に関して次のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条第1項若しくは第2項の規定による措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、かつ、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号で定める刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(契約解除の通知)

第 23 条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

(賠償の予約)

第 24 条 乙は、第 22 条第 1 項各号の規定に該当した場合は、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、第 10 条に定める固定プレミアム単価に予定供給電力量の合計を乗じて得た金額の 100 分の 20 に相当する金額を損害賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、その審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に定める不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 第 22 条第 1 項各号の不正行為の結果、甲に生じた損害額が前項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、甲が乙に対し賠償を請求することができる。

3 甲が第 22 条第 1 項の規定に基づき、この契約を解除した場合は、乙に対し、前 2 項の損害賠償金に加えて、第 21 条第 6 項の規定による損害賠償金を請求することができる。

(違約金等の徴収)

第 25 条 乙がこの契約に基づく、違約金及び損害賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額について年 10 パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に請求するものとする。

2 第 12 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金等に充当することができる。

(機密の保持)

第 26 条 甲及び乙は、この契約の締結及び履行に当たって知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後も、同様とする。

(費用の負担)

第 27 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(所轄裁判所)

第 28 条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、松山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第 29 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
公営企業管理者 東野 政隆

〇〇〇〇
乙 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇